

### 「ミスカのや」及び「ミスカのや新名称」を募集

#### 「ミスカのや」の募集

資格：市内に在住又は勤務する18歳以上で心身ともに健やかな未婚の女性  
 応募方法：履歴書に最近の写真2枚(12cm×9cm・上半身1枚、全身1枚)を添えてご応募ください。  
 応募期限：2月28日(水)  
 選考会  
 日程：3月20日(火)  
 場所：鹿屋商工会議所  
 任期：平成19年4月から2年間  
 条件：土、日、祝祭日を含む年間10～15日間程度、各イベント等に参加していただきます。  
 本選考に出場された人全員に1万円を贈呈します。また、ミスに選ばれた3人にはそれぞれ10万円、ミスの推薦者には5千円を贈呈します。

「ミスカのや新名称」の募集  
 長年親しまれてきた「ミスカのや」の名称を、時代に即し、地域に密着した名称に変更することになりました。

そこで広く市民に呼びかけ、名称を募集します。ぜひ、ご応募ください。

資格：市内に在住又は市内に勤務する人  
 応募方法：郵便番号、住所、氏名、年齢、新しい名称を明記し、郵送又はFAXでご応募ください。応募数は1人1件です。  
 電話での応募は受け付けません。  
 応募期限：2月28日(水)  
 名称発表：5月に開催予定の再開ビル「リナシティのや」のオープニングセレモニーで新しく選ばれたミスの方3人と同時に発表します。  
 新名称の名付け親には、謝礼もしくは記念品を贈呈します。



#### 【問い合わせ・応募先】

〒893 0005  
 鹿屋市共栄町17番23号  
 鹿屋商工会議所旧館2F  
 かのやイベント協議会(かのや夏祭り実行委員会)  
 Fax 0994 42 6690

### 「金融学習グループ」の参加者募集

県金融広報委員会では、健全で合理的な家計運営を実現することを目的に、くらしに身近な金融経済知識の学習活動を行う「金融学習グループ」の参加者を募集します。  
 設定期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日  
 学習会日時：毎月第1月曜日の10時～正午(予定)  
 場所：東地区学習センター  
 学習内容：金融経済の基礎知識、生活設計と資金計画、預金保険制度、金融商品の選び方、くらしと税金、公的年金制度、生命保険、小学生における金銭教育、消費者トラブルへの対処法など  
 定員：20人(定員になり次第締め切り)  
 申込方法：電話でお申込みください。  
 申込期限：3月30日(金)

### 路線バスについてのお知らせ

市内を運行する路線バスのうち、次の2便について、平成18年12月25日から運行時刻が早くなりました。ご利用の際は、時刻の変更にご注意ください。(途中のバス停の記載は省略してあります)

#### 百引～鹿屋(大隅湖・高隈・祓川等経由)

|     | 変更前   | 変更後   |
|-----|-------|-------|
| 百引発 | 09:50 | 09:10 |
| 坂下  | 09:54 | 09:14 |
| 大隅湖 | 10:00 | 09:20 |
| 高隈  | 10:06 | 09:26 |
| 上祓川 | 10:17 | 09:37 |
| 大園  | 10:23 | 09:43 |
| 鹿屋着 | 10:33 | 09:53 |

40分早くなっています。

#### 仏迫～百引(檀迫・中平房等経由) 日祝運休

|     | 変更前   | 変更後   |
|-----|-------|-------|
| 仏迫発 | 09:04 | 08:40 |
| 檀迫  | 09:11 | 08:47 |
| 中平房 | 09:20 | 08:56 |
| 百引着 | 09:34 | 09:10 |

24分早くなっています。

市成～百引間において、次の2便を平成19年1月15日から運行しています。(途中のバス停の記載は省略してあります)

#### 市成本町～百引 日祝運休

| 市成本町  | 百引    |
|-------|-------|
| 市成本町発 | 08:53 |
| 高尾口   | 08:56 |
| 百引支所前 | 09:08 |
| 百引着   | 09:10 |

| 百引    | 市成本町  |
|-------|-------|
| 百引発   | 14:30 |
| 百引支所前 | 14:32 |
| 高尾口   | 14:44 |
| 市成本町着 | 14:47 |

#### 【問い合わせ】

市地域政策課 0994-31-1154

#### 【問い合わせ・申込先】

市商工観光課  
 0994 31 1121

## お知らせ

### 介護慰労金手続きのお知らせ(平成18年度第2回目受付)

市では、在宅で高齢者・障害者を介護している人の労をねぎらい、福祉の増進を図るため、高齢者等介護慰労金を支給します。

受給対象者：次の要件すべてを満たす人  
 ・65歳以上の要介護高齢者を介護している場合  
 ・要介護高齢者、介護者(受給対象者)が、2月1日現在、鹿屋市に引き続き1年以上居住し住民登録を有していること

65歳以上の介護保険第1号被保険者で、平成18年8月1日から要介護2(重度認知症)、要介護3、要介護4、要介護5の認定を受けている人を、同居又はこれに準ずる状態で継続して6か月以上、在宅で介護している人  
 2月1日の資格認定日に、

在宅介護している人  
 平成18年8月1日以降、延べ3か月以上の長期入院(入所)をした要介護高齢者の場合は、受給対象になりません。

要介護2(重度認知症)の人は介護保険法に基づく要介護認定申請に係る認定調査票及び主治医意見書において、認知症性老人の日常生活自立度判定基準がランク a 以上の人のみです。  
 平成18年8月に申請され介護慰労金(6万円)を受給した人は対象外です。  
 ・20歳から64歳までの要介護障害者を介護している場合  
 ・要介護障害者、介護者(受給対象者)が、2月1日現在、鹿屋市に引き続き1年以上居住し住民登録を有していること

平成18年8月1日以前から特別障害者手当を受給している常時介護を必要とする要介護障害者を、同居又はこれに準ずる状態で継続して6か月以上、在宅で介護している人  
 所得制限等で特別障害者手当を受給していない障害者を在宅介護している人は、ご相談ください。

#### 【問い合わせ・申込先】

介護保険の認定を受けていない要介護障害者については、日常生活について後日調査します。  
 2月1日の資格認定日に、在宅介護している人  
 平成18年8月1日以降、延べ3か月以上の長期入院(入所)をした要介護障害者の場合は、受給対象にはなりません。  
 平成18年8月に申請され介護慰労金(3万円)を受給した人は対象外です。  
 支給額(1人当たり)  
 要介護4、要介護5の要介護高齢者：年額6万円  
 要介護2(重度認知症)、要介護3の要介護高齢者：年額3万円  
 要介護障害者：年額3万円  
 申請時に必要なもの  
 ・申請書(民生委員の証明が必要)  
 ・郵便貯金以外の介護者名義の預金通帳  
 ・介護保険被保険者証(要介護認定を受けている人のみ)  
 申請期間：2月1日(木)～28日(水)  
 申請書等は市高齢障害福祉課、各総合支所健康福祉課、各出張所・サービスコーナー

介護保険の認定を受けていない要介護障害者については、日常生活について後日調査します。  
 2月1日の資格認定日に、在宅介護している人  
 平成18年8月1日以降、延べ3か月以上の長期入院(入所)をした要介護障害者の場合は、受給対象にはなりません。  
 平成18年8月に申請され介護慰労金(3万円)を受給した人は対象外です。  
 支給額(1人当たり)  
 要介護4、要介護5の要介護高齢者：年額6万円  
 要介護2(重度認知症)、要介護3の要介護高齢者：年額3万円  
 要介護障害者：年額3万円  
 申請時に必要なもの  
 ・申請書(民生委員の証明が必要)  
 ・郵便貯金以外の介護者名義の預金通帳  
 ・介護保険被保険者証(要介護認定を受けている人のみ)  
 申請期間：2月1日(木)～28日(水)  
 申請書等は市高齢障害福祉課、各総合支所健康福祉課、各出張所・サービスコーナー

#### 【問い合わせ・申込先】

市高齢障害福祉課  
 0994 31 1116



### がけ地近接等危険住宅移転事業費補助のお知らせ

危険区域内に建っている危険住宅の移転を促進するため、移転者が危険住宅の除却などに要する経費と新たに建設する住宅(購入も含む)に要する経費の一部を助成します。補助金の限度額(1戸当たり)  
 危険住宅の除却等に要する経費：78万円  
 危険住宅に代わる住宅建設のために要する経費：金融機関等から融資を受けた借入金の利息(年利率8.5%を限度)に相当する額で次の額を限度とします。

1に置いてあります。  
 市高齢障害福祉課  
 0994 31 1116

#### 【問い合わせ・申込先】

市建築住宅課  
 0994 31 1129

### 資産税課からのお知らせ

平成18年中に家屋を解体(滅失)した人は、速やかに「家屋滅失届」を提出してください。届出が無い場合、平成19年度もそのまま課税される場合がありますので、速やかに手続きを済ませてください。また、売買・相続等で家屋の名義に変更がある場合は、法務局で名義変更等を行ってください。ただし、登記されていない家屋については、法務局で新たに登記するか、もしくは資産税課まで届けてください。

#### 【問い合わせ】

市資産税課  
 0994 43 2111  
 内線 3128・3129